



▶関連 8 ページ

西原中2年生が会社設立!!?

『にしはら』新たな試みの全貌



▶野菜キット



▶缶バッジ

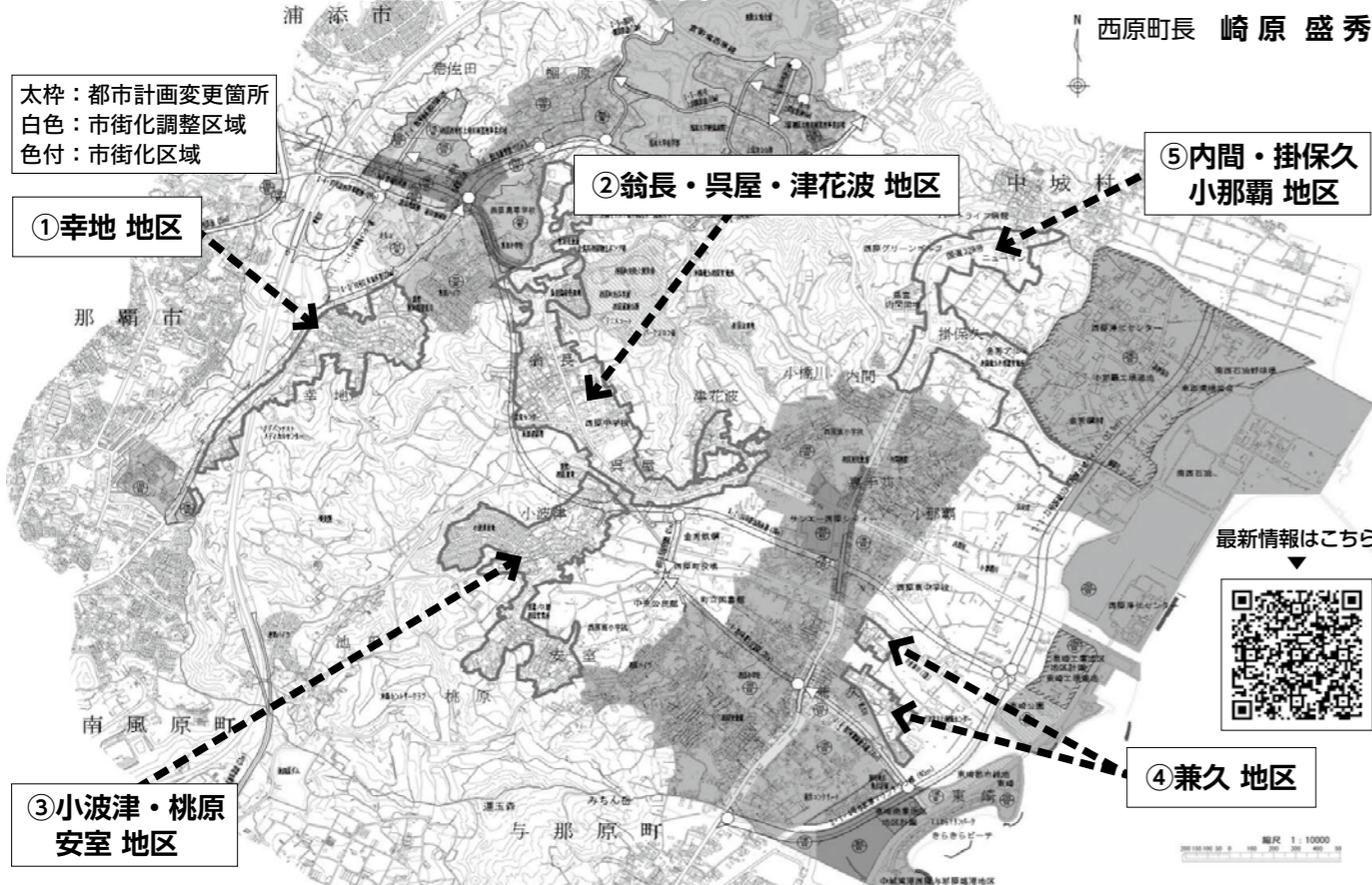


那覇広域都市計画の変更の「原案の縦覧及び公聴会」について(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び2項の規定により、次の都市計画原案に関する縦覧及び公聴会を開催します。

なお、都市計画原案の区域内において法律上の利害関係を有する者は、西原町長に公述を申し出ることができます。

なお、公述の申出が無い場合等は公聴会の開催を中止します。



	用途地域の変更・地区計画の変更(町決定)			区域区分の変更(県決定)		
	開催日及び期間	時間	場所	開催日及び期間	時間	場所
意見を聴こうとする都市計画原案の内容	○那覇広域都市計画用途地域の変更(那覇北中城沿道幸地地区 外4地区) ○那覇広域都市計画地区計画の変更(内間・掛保久地区)※意見書の提出			○那覇広域都市計画区域区分の変更(那覇北中城沿道幸地地区 外4地区)		
縦覧	令和4年3月25日(金)から 令和4年4月8日(金)まで	午前9時から 午後5時まで	西原町役場 都市整備課	令和4年3月25日(金)から 令和4年4月8日(金)まで	午前9時から 午後5時まで	沖縄県都市計画・モノレール課 西原町役場 都市整備課
※土日祝日と正午から午後1時までを除く。						
公述の申出方法	用途地域の変更: 令和3年4月8日(金)までに公述申出書を提出してください。(所定の様式) 地区計画の変更: 令和3年4月15日(金)までに意見書を提出してください。(所定の様式)			令和3年4月8日(金)までに 公述申出書を提出してください。(所定の様式)		
公聴会	令和4年4月19日(火)	午後3時から	西原町民交流センター 中ホール (保健センター)	令和4年4月15日(金)	午後7時から	沖縄県市町村自治会館
問合せ先	西原町役場 都市整備課 都市計画係 TEL:098-945-4496			沖縄県都市計画・モノレール課 西原町役場 都市整備課 都市計画係 TEL:098-866-2408 TEL:098-945-4496		

※上記は予定日時であり、決定日時についてはHPにてお知らせします。

3/19・3/20 (土)

「ダイハツ展示会」遊びに来てね!

西原自動車販売は
頭金は0円~OK!
お支払い回数は
分割120回までOK!
ボーナス払いナシもOK!

新型ハイゼットトラック
車両本体価格 **968,000円**~

新型ハイゼットカーゴ
車両本体価格 **1,100,000円**~

車検付きメンテナンス
(軽自動車)2年分
53,000円 (税込)

※自賠責保険料・重量税・印紙代別
※追加整備費用は含まれません

西原自動車でご成約なら「商品券1万円分プレゼント」

サンエー西原シティむかい 西原町小那覇269番地 新車販売・車検
西原自動車販売株式会社 ☎098-945-4737 一般整備 欵金

文教のまち「西原町教育の日」2月5日

毎年2月の第1土曜日を「西原町教育の日」と定め、教育に対する意識と関心を一層高めて「文教のまち西原」の充実を図ることを目的に「第16回西原町教育の日」が2月5日に開催されました。実践事例発表では、西原東小学校の「GIGAスクール等の取り組み」について、また、森川敦子氏(株式会社奏音代表取締役、作業療法士)による「気になる児童生徒への学校や保護者の関わり方・またその連携について」をテーマとした講演が行われました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の児童生徒の善行賞・スポーツ文化優良賞の表彰は、各学校において伝達表彰が行われました。



- 令和3年度受賞者一覧 ※()は推薦団体
- ◇教育実践賞
 - (坂田小学校) 城間 忍、教諭、古堅 麻美
 - 教諭、與那嶺 与利子、教諭、上原 直子、教諭、山崎 尚子
 - 司書、比嘉 聖子、主査
 - (西原東小学校) 宇都宮 洋子、教諭
 - (西原中学校) 松本 博昭、教諭、久場 小百合、教諭、木原 明子、司書
 - (西原東中学校) 大城 すえの、教諭、伊波 紀
 - 教諭、真保 栄尊、教諭
 - ◇善行青少年個人
 - ※以下、表彰主催は西原町青少年健全育成協議会
 - (西原東小学校) 仲宗根 ひなた、大濱 渉、上間 絆
 - (西原小学校) 山内 美空、平歩 佳、新川 紗矢
 - (坂田小学校) 大城 碧、山城 浩嗣、花城 瑠香、浜元 陽茉莉、野原 優梨
 - (西原東中学校) 島袋 晴之、下地 日奈子、中村 雛子
 - (西原中学校) 宮良 風花、カー 璃音
 - ◇善行青少年(団体)
 - (西原南小学校) 西原南小学校児童会
 - (西原PTA連合会) 学生団体 F O R C E
 - (西原中学校) 西原町を元気にする会社にしろぼ
 - ◇青少年育成功労者(個人)
 - (西原町民生・児童委員協議会) 森井 正則
 - ◇スポーツ優良者(個人)
 - (西原東小学校) 上里 菜月
 - (西原中学校) 仲里 優希、國 仲峻 平
 - (西原東中学校) 瀬長 拓夢、嘉陽 田澤、平良 理樹、鳥谷 梨月
 - (西原町テニス協会) 宮城 洗弥
 - ◇スポーツ優良者(団体)
 - (西原東小学校) 女子バレーボールクラブ
 - (西原南小学校) 男子バレーボールクラブ
 - (西原東中学校) 女子卓球部
 - (西原中学校) 男子バレーボール部
 - (西原高等学校) 男子サッカー部、男子バレーボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部
 - (西原高等学校) 男子バレーボール部
 - (西原東中学校) 新里 琴美
 - (西原中学校) 玉那覇 朱莉
 - (西原高等学校) 名嘉 柚羽
 - ◇文化活動優良者(団体)
 - (西原東中学校) 技術部(3年・技術部(1年)
 - (西原中学校) 合唱部
 - (西原高等学校) マーチングバンド部
 - (坂田小学校) 音楽部

令和4年度西原町人材育成会 学資金貸費生募集!

西原町人材育成会では、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、町内に住所を有する者又はその者の子弟のうち、優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、無利子で学資金を貸与します。

【採用予定人数及び貸与月額】

県内高等学校	10,000円
高等専門学校(1~3年次)	10,000円
(4~5年次)	30,000円
専修学校(高等専修学校)	10,000円
(専門学校)	30,000円
県内大学(大学院、短大含む)	30,000円
県外大学(//)	40,000円
海外大学	40,000円

【返還の免除】令和4年度から改正

保育士養成学校等で保育士の資格を取得し、町内の施設で保育士として3年間働いた場合は、学資の返還の免除ができます。詳細は町HPをご覧ください。

【受付期間】

令和4年3月1日(火)~31日(木)までに本会へ必着
※平日の8時30分~12時、13時~17時15分
※応募書類等は町HPからダウンロードできます。

注)①学校教育法で定める学校(海外大学は法と同等の教育課程をもつ学校)
②児童福祉法で定める知事の指定する保育士を養成する学校等

【問い合わせ・提出先】西原町人材育成会(西原町教育委員会 教育総務課内) ☎945-3655

・女性に対する暴力について
 全国の配偶者暴力相談支援センターなどに寄せられたDV(配偶者暴力)に関する相談件数は、令和2年度に前年度比で約1.6倍に増加しています(図2)。また、性犯罪・性暴力の支援センター相談件数も約1.2倍に増加しました。

・ポストコロナ時代の男女共同参画の未来
 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、影響を大きく受けている人々に対する各種取組が行われています。

国では自殺やDV(配偶者暴力)の相談体制の強化に取り組むほか、「ひとり親世帯臨時特別給付金」や「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を実施しています。昨年末の「子育て世帯への臨時特別給付金」(いわゆる、対象の子ども一人あたり10万円の給付金)について、西原町では現金10万円を二括支給する対応を行いました。

このような支援策のほか、今後はテレワークなどの新しい働き方や男性の育休取得などの育児参画への推進等が取り組まれるとされます。

新型コロナウイルスによる危機的な状況と社会変化の中で、今後のポストコロナ時代を見据えて男女共同参画を推進していくことが重要です。西原町男女共同参画条例の第2条では男女共同参画の定義を「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い」と記しています。今こそこの趣旨に立ち返り、一人ひとりが置かれている立場を尊重し、思いやりを持って行動しましょう。

コロナ禍のDV・虐待等について

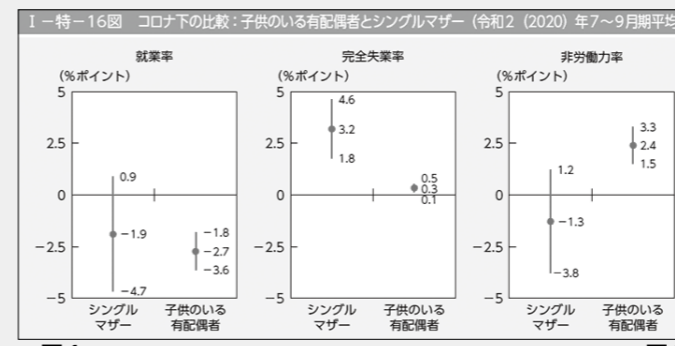
各窓口ではさまざまな知識を持った専門の相談員が相談に乗り、適切な対応をとともに考えます。

相談機関		電話番号
DV相談+ (プラス)	電話・メールは24時間受付、チャット相談も対応	0120-279-889
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局)	どこに相談すればよいか分からない方のためのナビサービス	#8008(はれれば)
沖縄県男女共同参画センター ていする相談室	10:00～17:00(火曜～土曜)	(女性相談)098-868-4010
	10:00～16:00(日曜・月曜)	(男性相談)098-868-4011
LGBTQにじいろ相談	毎週土曜・10時～17時	098-880-8434
配偶者暴力相談支援センター(沖縄県女性相談所)	月～金(8:30～17:15) 土日・祝日(8:30～16:30)	098-854-1172
With you 沖縄(沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター)	24時間、365日対応	#8891または098-975-0166
沖縄県警察本部	性犯罪被害者専用相談	098-868-0110
	警察安全相談	098-863-9110
※緊急時は警察110番へ!		
南部配偶者暴力相談支援センター(沖縄県南部福祉保健所)	平日8:30～17:15	098-889-6364

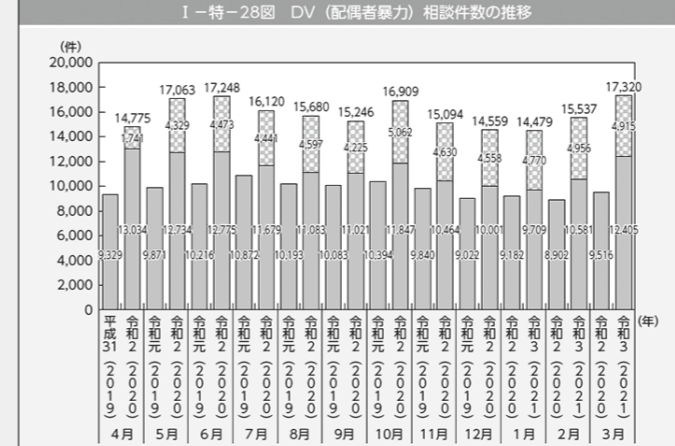
令和3年度 西原町女性団体連絡協議会の取り組み

西原町女性団体連絡協議会(伊禮末子会長)は、11月15日にひめゆり平和祈念資料館を訪れ、会員研修会を実施しました。今回は「沖縄戦を考えるーひめゆりの継承者に聞くー」をテーマとして、展示見学や若い継承者によるひめゆり学徒の沖縄戦体験の証言を聞きました。また、参加者が持ち寄って資料館へ寄附を行いました。

●男女共同参画社会の実現に向けた本町の取り組みをホームページで紹介しています。
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/goven-service/purpose-19.html>



▲図1 I-特-16図 コロナ下の比較：子供のいる有配偶者とシングルマザー(令和2(2020)年7～9月期平均)



▲図2 I-特-28図 DV(配偶者暴力)相談件数の推移

(備考) 1. 内閣府男女共同参画局調べ。
 2. 全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3(2021)年3月31日時点の暫定値。
 3. 令和元(2019)年度は、月毎の相談件数を集計していないセンターがあったため、月毎の合計と令和元(2019)年度全体の相談件数(11万9,276件)は一致しない。

・ひとり親世帯について
 日本は、ひとり親世帯の約86%が母子世帯です。令和2年データにおけるシングルマザーの就業状況は、失業率が減少したほか、完全失業率は有配偶者の女性よりはるかに増えており、ひとり親世帯にとって仕事を続ける環境が難しいものになっていると考えられます(図1)。

またコロナ禍では、ひとり親世帯以外で若年層や単身女性などにも経済的な支援の必要性が見えてきています。

「男女共同参画社会」とは男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

(男女共同参画社会基本法第2条)

「男女共同参画社会」とは男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

(男女共同参画社会基本法第2条)

・労働環境への影響について
 最初の緊急事態宣言が発出された2年前の令和2年4月に、雇用者数が前月から大幅に減少しました。男女別では女性が約74万人、男性が約35万人の減少となり、女性が2倍の減少幅でした。その後は横ばい、もしくは少しずつ持ち直す傾向にありましたが、コロナ禍前の水準には戻っていません。さらに今年に入ってオミクロン株による感染拡大により、再び悪化する可能性があります。

男女共同参画だより

さわふじ

No.44
令和3年度版

年に1回、西原町と関係団体の男女共同参画の取り組みについて紹介します。

《西原町給水工事指定店》

台所・浴室・トイレ
水廻りのリフォーム

水道管取替え工事

お見積り調査無料!!

サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2
TEL.882-9155

お気軽にお電話下さい。

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい!

相続・土地、建物
会社の登記・法律相談

けだもと 慶田元司法書士事務所
営業時間:月～土 8:30～18:00
※日・祝日及び時間外の対応も可
西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)
☎098-944-2582 ☎090-8291-4095

そらうみ法律事務所
SORAUMILAWOFFICE

離婚・相続・不動産・借金等、
お気軽にご相談ください

西原ICから車で8分
サンエー経塚シティ
すぐ近く

沖繩弁護士会所属
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

相談料
30分
3,300円

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

「浦添 弁護士」で検索

令和3年度 西原町表彰者一覧

令和3年度 西原町表彰条例により表彰される方々が決定しました。町の政治、経済、教育、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与された方々の中から決定しております。表彰された皆様おめでとうございます。

有功者表彰	善行団体表彰
<p>名幸 好光 西原町字我謝在</p> <p>功勞者表彰 糸数 善昭 西原町字小波津在</p>	<p>金秀グループ (会長 呉屋守将) 那覇市旭町112番地の1</p> <p>三和金属株式会社 (代表取締役社長 呉志堅一真) 浦添市勢理客4-21-7</p> <p>新中糖産業株式会社 (代表取締役社長 上原周夫) 西原町字小那覇628番地の1</p> <p>太陽石油株式会社 (代表取締役社長 岡 豊) 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル15階</p> <p>南西石油株式会社 (代表取締役社長 磯岡一郎) 西原町字小那覇858番地</p> <p>有限会社秀開発工業 (代表取締役 仲間美智秀) 南城市佐敷字屋比久141-1</p> <p>丸正印刷株式会社 (代表取締役社長 与那覇正明) 西原町字小那覇1215番地</p> <p>株式会社宮昌工業 (代表取締役社長 宮城哲人) 南風原町字津嘉山1697番地 (敬称略：五十音順)</p>

新型コロナワクチン接種についてお知らせ

※下記の内容は2月7日時点の情報となります。コロナワクチンに関する情報は更新が早いため、手元に広報紙が届くまでに変更となっている可能性があります。最新の情報はQ A Bデータ放送や西原町ホームページでご確認ください。

3回目接種について



3回目の接種券は、2回目の接種を終えて7か月経過した方へ順次発送してまいります。現時点での対象者は、コロナワクチンを2回接種し、7か月経過した18歳以上の方です。ワクチンの供給状況等により前後することがあります。

西原町で使用するワクチンは**ファイザー社製**と**モデルナ社製**です。個別接種では、医療機関によって使用するワクチンが異なるのでご注意ください。

【個別接種について】

3月中旬～下旬頃から、小児(5歳～11歳)の新型コロナワクチン接種が開始される予定です。そのため、一部の医療機関で右記の日程が変更となります。変更があった際には、西原町ホームページでお知らせします。

【予約方法】

web予約
<https://jump.mrso.jp/473294>

電話予約
098-911-9174



webなら
24時間予約可能

※混雑時には電話が繋がりにくいことがあります。しばらく時間を置いてお試しください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。コロナワクチンの予防接種の場合でも予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等)が受けられます。申請に必要な手続きなどについては下記までご相談ください。

妊娠中のみなさまへ

2回目接種日から6か月以上経過した、妊娠中の方とそのパートナーは接種券の発行ができますので、下記番号までご連絡ください。



【健康支援課新型コロナワクチン接種対応プロジェクトチーム】

☎ 098-911-9174 FAX 098-946-6086

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00 (土日休日除く)

小児(5歳～11歳)の新型コロナワクチン接種のお知らせ

以下の情報は、2月7日時点となります。今後、感染状況や国の動向により変更となる場合があります。令和4年3月より5歳～11歳のお子さまへの、新型コロナワクチン接種が始まる見込みです。予防接種法の臨時接種に位置付けられましたら、西原町でも小児への新型コロナワクチン接種を開始します。詳細はHPや町から送付される案内をご確認ください。接種を受けることは強制ではありません。メリットとデメリットを確認の上、ご検討ください。

※子どもを新型コロナウイルス感染症から守るためには、周囲の大人のワクチン接種が重要となります。

1 概要

対象者	5歳以上11歳以下の方
接種回数・接種間隔	3週間の間隔を置いて2回接種
ワクチンの種類	ファイザー社製小児用ワクチン
用法・用量	1回あたり0.2mlを筋肉注射(12歳以上と接種濃度も異なります。)

※1回目接種の時点で11歳の方については、可能な限り12歳に到達する前に2回目接種を完了してください。



2 効果・安全性

【効果】

2回目接種後7日以降の発症予防効果(新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果)は、90.7%であったと報告されています。ただし、オミクロン株の出現前のデータとなっております。新しい情報がわかりましたら、HPに掲載いたします。

詳細については右のQRコードを読み取り西原町ホームページ「5～11歳の接種について」をご覧ください。



【安全性】

副反応の多くは、軽症～中等度で持続期間は1～2日であったと報告されています。

	1回目(%)	2回目(%)
注射部位の疼痛	74.1	71.0
疲労	33.6	39.4
頭痛	22.4	28.0
筋肉痛	9.1	11.7
悪寒	4.6	9.8
関節痛	3.3	5.2
発熱	0.2	0.6

ファイザー社添付文書より

健康だより

コロナ禍の乳幼児健診からみえてくること

令和元年から現在まで、私たちは新型コロナ感染症の中、これまで経験したことのない状況に置かれています。西原町で実施している乳幼児健診も、緊急事態宣言等の影響を受け、予定通りの実施が難しく、町民の皆様にはご迷惑をおかけしています。

さて、実際に乳幼児健診の状況をコロナ禍前(平成30年度)と令和2年度との状況を比較してみると、沖縄県全体では、受診率が下がっていますが、本町では、乳幼児健診受診率90.1%→91.0%、一歳半健診92.2%→92.8%、三歳児健診92.3%→92.0%と大きな変化はみられず、保護者の皆様の意識の高さを感じます。

健診結果の内訳をみると、三歳児健診では、テレビ・ビデオ・スマホ・タブレット等をみる時間に変化が見られています。コロナ禍前は、2時間以上見ると答えた方が12.1%→15.1%と3%の増加がみられます。この要因は、外出自粛等のため、家で過ごす時間が増えたことにより、子ども達がテレビ等を見る時間が増えていることがうかがえます。WHOのガイドラインでは、子ども達がテレビ等を見る時間の目安は1時間とされています。幼児期は視力が発達する大切な時期のため、西原町では、健診時に子どもたちとテレビ等との付き合い方についてアドバイスしています。

日々の保健師業務で感じていることですが、特に今年度は、コロナ禍において不安を感じながら“孤育”になっでしまい、気持ちが落ち込んでしまう等の相談が増えているように感じています。このような時、保健師はお話をうかがいながら、継続的に支援し、適切なサービスを提案することで子育てに関する不安の軽減を図っています。

西原町では、コロナ禍においても子どもの健康・育児に関する相談を実施していますのでお気軽にご相談下さい。



【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

医療法人
和み会

城間 医院

西原中学校向かい
電話: (098) 945-4551

内科

胃・大腸カメラ
生活習慣病 など

心療内科

心の不調
睡眠障害 など

2月 5日 (土) 西原東小 プロフェッショナル集結!

西原東小学校で「西原町教育の日」にキャリア教育の一環として、令和3年度「きらり・スクール」が開催されました。地域の様々な職業に携わる方を招いて、児童生徒に「かかわる力・ふりかえる力・やりぬく力・みとおす力」を身に付けることを目的に行われ、各クラスへ総勢17名の講師が西原東小に集結しました。

低学年ではピエロ(道化師)やパティシエなどの講師が子どもたちの目の前で実演をし、初めて間近でみる職人の技術に児童は釘づけになっていました。高学年では臨床工学技士の講話の際に、実際に器具を手に取りプロの技術を学ぶ姿がみられました。



3年生へ講話を行ったダンス講師上原恒彦さんは児童に負けない大きな声のあいさつでスタートし、「何か?(興味を持つ)→真似する→練習する(繰り返し・考える)→できるようになる。できなかつたら調べて、1つずつ近づけていくこと。できるようにするやり方を探すのが大事です。「失敗したらこうなる」と学べばそれは失敗ではない。なりたい、やりたい気持ちが大切」と熱い想いをユーモア交えて話し盛り上がりを見せました。講話を聞いた小橋川麗奈さんは「礼儀やあいさつが重要になるとわかった」と感想を述べました。

6年生へ講話を行ったピアノ調律師仲村和也さんは約4年間さまざまな仕事をし、必死にお金を貯めイタリアへ修行



に行った経験をふまえ、「仕事は手段です。コツコツ努力をして自分を信じることで自信につながります。ブルーローズ(青いバラ)は“不可能”という花言葉でした。しかし日本の科学者が何度も試行錯誤を行い開発したことで「夢かなう・奇跡」という意味に変わりました。働くことは楽しい、大人は楽しいですよ」とメッセージを送りました。講話を聞いた東江磨生さんは「夢は絶対叶うということを胸に持ち、これからも頑張っていきます」と講師からの教えを振り返り、決意新たに感想を述べました。

2月 9日 (水) 西原高校3年生 選挙出前授業



西原高校にて沖縄県選挙管理委員会による選挙の出前授業が開催されました。選挙の仕組みやその大切さ、選挙種類ごとの投票率についてなど基本的な内容を、具体的な資料に基づいて授業が行われました。また、授業の最後には実際に模擬投票を行うなど、選挙がより身近に感じられるように工夫された授業となっていました。

知念姫菜乃さんは「4月からは新成人として、社会の一員になるため、自覚を持って価値のある一票を投票していきたい。」と感想を述べました。

わった! 12月 18日 (土) うちの話題 Topics in the Town



イベント フォトギャラリー

“コロナだからできたこと” にしらぼの挑戦!



コロナ禍で職場体験の中止による代替として西原中学校2学年では約1年をかけて模擬起業体験学習が行われました。生徒たちが設立した「にしらぼ」は、“西原町を元気にする会社”を企業理念にSDGsを意識した取り組みを目指しており、この新しい試みに注目が集まりました。

活動計画はまず企画書を作成し、株主である保護者へプレゼンテーションを行い、資金を調達。そして、その資金で製作した商品を販売して売上を得るというもので、令和3年12月18日(土)には17営業部・CM班による「にしらぼリアル販売会」が開催されました。

オープニングでは社長の宮良風花さんが「中学生で会社を設立するという前代未聞のことなので最初は生徒はもちろん、先生方も何をするか全く分からない状況でした。時間に追われながら、困難を乗り越え、それぞれに与えられた役目を全うし、商品を完成させ今日を迎えることができました」と気合の入った挨拶をし、幕を開けました。

会場にはSDGsと絡めた商品づくりに苦戦しながらも、一生懸命製作した各営業部の個性豊かな商品が並びました。中には完売する商品もでるほど大盛況で、約160名

の来場者で盛り上がりを見せました。

実際に販売をした伊波昊毅さんは「思った以上にお客様が来てくれて沢山準備してきた分やりがいを感じられて嬉しい」と手ごたえを語ってくれました。

今回の企画を通して「親も刺激をもらった」「定期的に開催してほしい」と話す保護者や先生方からは「普段やんちゃな子がしっかりとお客様へ対応する姿がみられて嬉しい」などといった声があがり、会場内は笑顔があふれ、まさに、「にしらぼ」の企業理念を達成する様子うかがえました。

令和4年2月には株主総会・決算報告を行い、純利益の4万7362円はコロナ禍で困っている人に役立ててほしいと、西原町社会福祉協議会へ寄付されました。

モノをつくることよりも仕事の仕組みを学んでほしいと語っていた、担当久場小百合先生は「通常の職場体験ではどうしても生徒が受け身になりやすかった。今回の企画ではすべて生徒が主体となって活動したため、生徒の成長を物凄く感じました。それと同時に保護者の理解と協力がとてもありがたく、ここまでできました。「にしらぼ」はこれからの職場体験の新しい形になり、生徒たちが率先して西原町を輝かせる人になると感じます。西原町の未来は明るいですね」と語ってくれました。西原中では次年度も引き続き「にしらぼ」を行う予定です。



我謝地内不発弾処理作業を実施

1月30日(日)、我謝地内において、不発弾(250kg爆弾)処理作業が行われ約2,000人の住民が避難対象となり、近年では例のない大規模な形で実施されました。当日は無事に滞りなく作業を終了することができ、近隣住民をはじめ町民の皆様には、避難や交通規制にご協力を頂き感謝申し上げます。

戦後75年余りが過ぎた現在でも、数多くの不発弾が町内で発見されており、令和3年度も現時点で18発の不発弾が発見され、その内4発が現地処理される等、本町が激戦地であったことが窺えます。今後も町内で不発弾が発見された際には、関係機関と連携して安全対策を徹底してまいりますので、町民の皆様のご協力をお願いします。



保健カレンダー

事業名	月日	曜日	対象者	受付時間	場所
離乳食(オンライン)	3月2日	水	R3.9.1~R3.10.31	13:30~	オンライン
2歳児歯科健診	3月3日	木	R1.9.5~R1.11.28	13:00~15:00	西原町保健センター
3歳児健診	3月10日	木	H30.10.1~H30.11.10	13:00~15:00	
タッチケア(オンライン)	3月11日	金	R3.9.1~R3.10.31	13:30~	オンライン
乳児一般健診(午前)	3月13日	日	R3.5.1~R3.6.13	9:00~10:15	西原町保健センター
乳児一般健診(午後)	3月13日	日	R3.9.26~R3.11.12	13:00~14:15	
1歳半健診	3月17日	木	R2.7.16~R2.8.20	13:00~15:00	オンライン
産後ピラティス(オンライン)	3月22日	火	R3.9.1~R3.10.31	13:30~	

★対象者数によっては人数の調整のため対象となる生年月日が変更となる場合があります。健診の通知が届いているか確認をお願いします。

★新型コロナウイルス感染症対策のうえ実施しています。最新情報は西原町HP等でご確認ください。



乳児健診



1歳半・3歳児健診



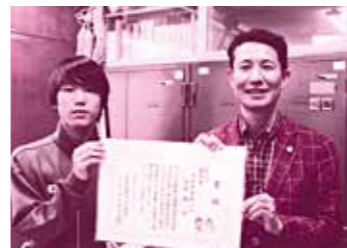
2歳児歯科

【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係(母子班) ☎098-945-4791

2月 3日 (木) 西原中学校 人権啓発活動表彰



学校全体の積極的な人権啓発活動が認められ、西原中学校に法務省人権擁護局および全国人権擁護委員連合会から感謝状が贈られました。「社会科の先生方や生徒たちの積極的な取り組みを評価していただき嬉しく思う」と友寄ゆかり校長は喜びを語りました。



また、那覇人権擁護委員協議会主催のもと開催された、第二回中学生人権標語コンテストで、同校2年生の狩俣 葵さんが優秀賞を受賞しました。狩俣さんは「今回初めて賞を受賞することができて嬉しいです。次回は最優秀賞を目指します。」と意欲を燃やしていました。

1月 7日 (金) 「月桃」歌碑の建立に向けて、実行委員会 立ち上がる



平和を願う歌として広く歌われている「月桃」(作詞・作曲 海勢頭豊)の歌碑建立を目指して、坂田自治会の有志を中心とした実行委員会が1月7日に結成されました。同委員会は、前沖縄県議会議長の新里米吉さんが委員長を務め、崎原盛秀町長などが賛同者として名を連ねています。

実行委員会では、平和の大切さや願いを後世に語り継ぐ強い意志を刻むため歌碑建立を目指したいとしており、建立の場所は今後の協議で決定されます。また、寄附やクラウドファンディングを募って設置費用を集める協力を呼びかけることとしています。

歌碑建立にご賛同いただける方からの寄附を募集しています。本寄附の詳細については下記にお問い合わせいただくか、西原町ホームページをご参照ください。



本取り組みに関するお問い合わせ 「月桃」歌碑建立実行委員会事務局(坂田自治会)☎946-5332

※広報紙に掲載する写真については、撮影時のみマスクを外しております。

病児・病後児 保育事業

3月1日から令和4年度の事前登録を受付します

仕事の都合等で病気のお子さんを面倒みることができない時に、太田小児科医院で一時的に預って保育します。利用したい年度毎にこども課窓口で登録が必要です。

詳しいことは…



こども子育て
支援ガイド



QRコードが利用できない方は、西原町ホームページ>こども子育て支援ガイド>子育て中の方>病児・病後児保育事業

【お問い合わせ】
福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

児童館マミーキッズクラブ会員募集中

☆対象 0歳から4歳の親子
☆内容 親子体操やリトミック、親子遠足、運動会、季節の行事イベントなどを行っています。

行事に参加できなくても、保護者の交流や情報交換の場として利用できます。気軽にお越しください。

☆時間 西原・坂田・西原南 毎週水曜日 10:30から11:30
西原東 毎週金曜日 10:30から11:30

☆マミーキッズクラブ会員になるには？
お近くの児童館で入会できます。手続きをした児童館での会員登録となります。
会費は無料ですが、材料費など実費がかかることがあります。
※曜日や時間に変更になる場合があります。詳しくは、児童館だよりや各児童館にお問い合わせください。

毎月の児童館イベント情報は「児童館だより」で！
QRコードが利用できない方は西原町ホームページからアクセス
西原町トップページ>広報・情報公開>児童館だより



ファミリーサポートセンター

子どもの一時預かりや、保育施設への送迎など、地域で行っている子育て支援です。

利用前に、「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」で会員登録が必要です。

詳しいことは…



こども子育て
支援ガイド



QRコードが利用できない方は、西原町ホームページ>こども子育て支援ガイド>子育て中の方>ファミリーサポートセンター

【お問い合わせ】
与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎988-1914

保育士等の募集について

町内認可保育園にて令和4年度の保育士等を募集しております。

保育士の方、保育に興味のある方、西原町の保育園で働いてみませんか？

お申し込みは、各園に直接お問い合わせください。

●募集保育園

園名	TEL	募集
町立坂田保育所	945-5011	○保育士
私立小川保育園	946-6057	
私立さくらんぼ保育園	946-1340	
私立西原保育園	943-3727	
私立こぼとけがふ保育園	946-5817	
こぼとけ保育園(小規模保育)	945-6828	○保育士
キティーハウス(事業所内保育)	943-0011	
私立愛和保育園	945-4418	○子育て支援員の研修を終了した方
私立さざなみ保育園	945-1164	
私立西原百合保育園	945-4534	○保育士
私立さわふじ保育園	946-2540	
私立さうんど保育園	945-2397	○子育て支援員の研修を終了した方
うえはら保育園(小規模保育)	917-4234	
私立善隣幼稚園(認定こども園)	944-5344	○保育教諭

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

申請期限
間近!

申請期限:令和4年3月31日(木)(※必着)

※令和4年3月生まれの方は令和4年4月15日(金)まで

1. 支給対象者(支給要件)
以下のいずれかに該当する児童を養育する保護者(主たる生計維持者)
※支給には所得制限があり、所得制限限度額を超える方は対象外になります。

詳しくは、西原町ホームページをご覧ください。

①令和3年9月分の児童手当の支給対象児童

②令和3年9月30日時点で高校生等の児童^{※1}

③令和4年3月31日までに出生した児童

^{※1}高校生等とは
平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方で、配偶者を有していない方です。

高校に在学していない社会人等も対象になります。

2. 支給額
対象児童(高校生)1人につき、10万円です。

3. 申請が必要な方・申請方法
①高校生のみ養育している父母等
②公務員など職場から児童手当を受給している方

給付金を受け取るには、申請が必要です。
申請書に必要書類を添付してこども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

詳細は西原町ホームページを確認してください。
給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【送付先】〒903-0220 西原町字与那城140-1
西原町こども課 宛

【お問い合わせ】西原町福祉部 こども課 子育て支援係
☎098-945-5311

「子育て世帯への臨時特別給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

令和3年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付が始まっています。

【申請期限】

- ①住民税非課税世帯 → 町が確認書を送付してから3か月程度
※対象者と思われる世帯に2月中旬にご案内しています
- ②家計急変世帯 → 令和4年9月30日まで(申請が必要です)
※申請書類を窓口で配布しています
※詐欺被害にご注意ください!

不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

【西原町臨時特別給付金プロジェクトチーム ☎098-970-8433】



お手続きは
お済みですか？



令和4年度 就学援助のお知らせ

西原町教育委員会では、小中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など学校教育に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

援助の対象者

西原町に住所を有し小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は、町外に住所を有し西原町立小中学校へ在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)
- (2) 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護)

＜準要保護の目安となる収入額＞ ※生計を同一にしている方全員の収入合計額が審査対象となります。

世帯人数	世帯構成	収入合計額	
		認定世帯①	認定世帯②
2人	親1人、小学生1人	約180万円未満	約230万円未満
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約250万円未満	約320万円未満
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約300万円未満	約380万円未満
5人	両親、小学生2人、中学生1人	約360万円未満	約450万円未満
6人	両親、小学生2人、中学生2人	約420万円未満	約520万円未満

※上記は目安としての金額です。基準額は世帯構成(人数や年齢)によって異なります。

※町立小中学校以外の学校に在籍している場合や住所が西原町外の場合は、認定基準が異なりますのでお問い合わせください。

援助の内容

援助内容は、収入合計額やお子さんの学年に応じて異なります。

認定区分	援助費目
要保護	修学旅行費・医療費
準要保護(認定世帯①)	新入学児童生徒学用品費等(又は入学準備金)・通学用品費・学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費
準要保護(認定世帯②)	学校給食費

申請手続き

令和4年度に認定を受けていた方も毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

申請期間 令和4年4月11日(月)～令和4年5月31日(火)
(期間を過ぎても申請はできませんが、申請月からの認定となるため、援助額が少なくなります)

提出書類 ①就学援助申請書、②保護者名義の預金通帳の写し、③住民票謄本(マイナンバー記載なし)
④令和4年度所得課税証明書(各所得控除額なども全て記載されているもの)

※③・④については、収入等世帯の情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要ですが、令和4年1月1日時点で西原町に住民登録がなかった方は、④の提出が必須となります。6月1日以前に元居住地の市町村から書類を取り寄せて提出してください。

提出先 □町立小中学校に就学している場合→各学校へ提出
□町立小中学校以外に就学している場合→教育委員会へ提出

留意事項 ①小学新1年生で、令和4年1月に「就学前支給」の申請を行い、認定されている場合は、今回の申請手続きは不要です。(ただし、兄弟がいる場合、当該児童生徒に係る分は学校ごとに申請を行う必要があります。)
②申請書は町ホームページからダウンロードするか学校又は教育委員会でお受け取りください。

【お問い合わせ】西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039

税金等の支払窓口時間変更・税公金セルフ支払機設置のお知らせ

1. 役場内支払窓口の営業時間の変更について
 令和4年4月1日から役場内支払窓口(JA)の営業時間が次のとおり変更となります。

(変更前) 8:45～12:00・13:00～16:15
 (変更後) 9:00～12:00・13:00～15:00

※時間外においては会計課窓口・税公金セルフ支払機でお支払下さい。



2. 税公金セルフ支払機設置のお知らせ

(稼働開始日) 令和4年4月中旬

(利用可能時間) 平日 8:30～17:15

(取扱税公金) 町民税・固定資産税・軽自動車税・法人町民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料・上下水道料金

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は令和4年7月からお支払い可能となります。

※給食費については現在調整中

※お支払は現金のみです。

※一部対応してない納付書がありますのでその際は、役場内支払窓口(JA)または会計課窓口でお支払下さい。

【お問い合わせ】 西原町役場 会計課 ☎945-5193

農地の貸し借りに注意してください!
 農地は売買する場合だけでなく、貸し借り(無償の場合も含む)する

農業者年金について
 国民年金の第1号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

西原町農業委員会
 ☎(945)5228-1

場合も、事前に農地法に基づく許可を取らなければいけません。たとえ当事者同士の合意があっても、許可を受けなければ農地法に違反することとなり、厳しい罰則が課されるおそれがあります。

お問い合わせ 文化課 文化財係 ☎944-4998



三月四日

三月四日は「ゆるかる日まさる日」(※①)さんしんの日」です。県内の企業が一九九三年に提唱し、二〇〇五年に制定されました。

この日は正午を皮切りに、時報にあわせて県内各地で「かぎやで風」が斉に演奏されます。「参加した!」という方もいるのでは? 今では、県内はもちろん県外、世界各地の人々がつながり思いをひとつにするようなイベントとして広がりをみせています。

琉球の文化を代表する三線は、一五世紀以降琉球王国の宮廷音楽として発展し、明治の廃藩置県後は庶民に広まったといわれています。西原でも三線が普及すると村遊びや結婚式、家や墓の新築といったあらゆる場で三線が披露されてきました。



1957年南米で開かれた「西原村人会主催演芸会」

が響き渡る三線の名器が残されていたといえます。戦後は廃材でつくられたカンカラ三線が、戦争で傷ついた人々の心をいやしました。また、多くの西原出身者が雄飛した移民先では、演芸会が盛んに開かれ、歌三線にあわせ舞踊などが披露されてきたといえます。移民先にも三線を携えていったウチナンチュの心情的つながりは、ウチナングチとともに今もさんしんの日につながっているといえます。

(※①)ゆるかる(縁起のよいなど) / まさる(優る・勝るなど)

マイナンバーカードでノベルティがもらえるもん!

マイナンバーカードの受領で来庁された15歳未満の方を対象に、ノベルティ(クリアファイル・マイナンバーカードケース等)をプレゼントします。既に、マイナンバーカードを受領済みの方も対象です。本人の来庁が難しい場合は、同一世帯の方がご来庁ください。

先着500名!

◎3月・4月の休日・夜間交付窓口(要電話予約)
 平日・日中の受け取りが難しい方は、ご利用ください。
 3月6日(日) 9:00～13:00 4月12日(火) 17:30～19:30
 // 15日(火) 17:30～19:30 // 14日(木) 17:30～19:30
 // 17日(木) 17:30～19:30 17日(日) 9:00～13:00



【お問い合わせ】
 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

最大20,000円相当のポイントゲット!「マイナポイント第2弾」を実施しています

マイナンバーカードを使ってマイナポイントの予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※)でポイントがもらえる国のキャンペーンを実施しており、最大20,000円相当のポイントがゲットできます。※キャッシュレス決済とは、QRコード決済(〇〇pay)や電子マネー、クレジットカードなどのことです。

マイナポイント第2弾対象者	マイナポイント付与数	マイナポイント申込期間	ポイントの対象となるマイナンバーカード申請期間
①マイナンバーカード新規取得者等 ※マイナンバーカードを既に取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方を含みます。	最大5,000円相当 ※20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与します。	令和4年1月～令和5年2月末	令和4年9月末
②マイナンバーカードを健康保険証としての利用申込を行った方 ※既に利用申込を行った方も含みます。	7,500円相当	令和4年6月頃～令和5年2月末	
③公金受取口座の登録を行った方 ※公金受取口座の登録自体の開始は令和4年春頃を予定しています。	7,500円相当		

マイナポイントについて：総務部 企画財政課 ☎945-5031 マイナンバーカード交付・申請について：総務部 町民課 ☎945-5012

引っ越しごみについて

引っ越しの際に家庭から大量に出るもえる・もえない・粗大ごみは、一度に収集できません。前もって計画的に出すようにしましょう。また、一時的に大量排出する場合は、個人で東部環境美化センターに直接持ち込むことができます。(役場へ事前申し込みが必要であり、4月から処理手数料が60円/10kgから100円/10kgに改定されます。)

町が収集しないごみについて



- 家電リサイクル法による、特定家庭用機器・エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機(小売店等に引き取らせてください)
- 新築、増築、改築などによって生じたごみ(請け負った業者に処理させてください)
- 法律に定める産業廃棄物(建築廃材、コンクリート、ブロックの破片、ガスボンベなど)
- 注射針等は医療廃棄物として、各自で適正な処理をしてください。
- パソコン本体及びディスプレイは、町と協定を締結したリネットジャパン株式会社に宅配便回収を依頼することができます(無料)。詳しくは西原町ホームページをご参照ください。または一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL. 03-5282-7685)にお問い合わせしてください。

●無料回収をうたう不用品回収業者は、利用することのないようお願いします。後で料金を請求されたり、不適正な処理や不法投棄に巻き込まれたりするなどのトラブルが発生しています。
 【お問い合わせ】 生活環境安全課 環境保全係 ☎098-945-5018

株式会社 **ふちかみ** 沖縄支店
 〒901-0502 沖縄県八重瀬町字大頓1302番地
 TEL (098) 998-9950
 FAX (098) 998-9988

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社) 沖縄県シルバー人材センター連合
入会キャンペーン実施中!!
 60歳以上の方へお得な情報
 1月4日～3月15日入会の方は今年度の会費が無料!
 (公社) 西原町シルバー人材センター
 TEL (098) 944-1699

日頃の感謝を込めて
外壁塗装・屋根防水工事 毎月先着5名様
高圧洗浄 無料
無料見積!! **無料相談!!**
 一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!
塗装・防水・外構 リフォーム工事の専門店!
 ~真心込めて~ **ちゅららペイント**
 TEL 098-945-7170
 西原町字兼久 261-2 ちゅらら工房 検索
 ちゅらら工房 株式会社

生涯学習だより



生涯学習のマスコット「マナビ」
児童館情報はここでチェック!

スマホ講座(文教大学)
10月14日

令和3年度 公民館講座の様子

石臼を使った豆腐作り
11月27日



恩納村・読谷村
嘉手納町歌碑巡り
(文教大学)
10月27日



【お問い合わせ】西原町中央公民館 ☎945-3657

3月5日 だし講座(受付終了しました)
3月19日 韓国料理講座(受付期間 3/4まで)
令和3年度はコロナ禍でなかなか講座が開催できませんでしたが令和4年度はさらに多くの講座を予定しています。みなさんのご参加をお待ちしております。

令和3年度 新収蔵品展

令和元年(平成31年)度～令和2年度に寄贈のあった資料の中から一部を展示します。

- ◆ 期間: 令和4年3月1日(火)～3月27日(日)
- ◆ 場所: 西原町立図書館エントランスホール
- ◆ 展示資料: タイプライター、軍服、カマタ等



※マスク着用等の感染対策の上ご来館ください。

【お問い合わせ】
文化課 文化財係
☎944-4998

西原町町民交流センターからのお知らせ

令和3年度は新型コロナウイルスワクチン会場として使用するため、予約および利用を制限しておりました。ご利用を予定されていたお客様にはご迷惑をおかけしました。令和4年7月以降については新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づき、一般貸館を行います。
窓口対応時間: 9:00～17:00(ただし毎週火曜日・年末年始除く)
問合せ先: 098-970-6155(西原町町民交流センター窓口)
※これまでの電話番号098-945-5036は4月1日以降は廃止となります。

【令和3年度中に行った主な施設整備】
・人が触れる部分を抗ウイルス・抗菌コーキング処理
・ライブ配信機器の購入(ご利用には一部条件がございます)
・インターネット回線(有線LAN)の整備
・ホール内プロジェクターの交換(5500lm→13000lm)
・インターネットによる予約受付システムの導入(初回登録制)
～ご利用をお待ちしています～

図書館からのお知らせ

★3月のおすすめ本

【児童】

- ラストで君は「まさか!」と言う春の物語
- 100年無敵の勉強法
- ネット・スマホ攻略術

【地域】

- 琉球警察
- お父さんはユーチューバー
- こんな世の中で生きていくしかないなら

【一般】

- 自分を大切に育てましょう
- 自分の魅力に気づく本
- 目には見えないけど大切なもの

- リサイクル展 3月1日(火)～無くなり次第終了
- ゆっくり行こうよ展「自分を大切に」3月18日(金)～3月31日(木)

★3月の休館日

7日(月)、14日(月)、21日(月)、22日(火)、28日(月)

※17日(第3木曜日)は、12時から17時まで開館します。
※都合により休館日が変更になる場合があります。
※最新の情報は、電話または図書館ホームページでご確認ください。

【お問い合わせ】西原町立図書館 ☎098-944-4996

新型コロナウイルス感染症対策にも安心便利で確実な口座振替をオススメします!

納め忘れにご注意!

種目	納期限	口座振替日
学校給食費(2月分)	3月10日(木)	
保育所保育料(3月分)	3月10日(木)	
介護保険料(9期)	3月31日(木)	3月15日(火)



特定健診受診キャンペーン抽選会 ご当選おめでとうございます!

令和3年10月31日までに国保特定健診を受診された方の中から、1万円分の商品券を進呈する皆様を、崎原町長、小橋川副町長による抽選で決定致しました。

当選された200名には商品券をお送りしております。

特定健診を受けて健康づくりに取り組みましょう!

【お問い合わせ】福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791



町内相談機関 ~悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください~

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。
※電話相談にも応じています。また、17時以降は留守番電話で受け付けます。

※予約優先 時間/10時～16時(12時～13時を除く)

☎ 福祉相談・・・生活のための手段や生活費に関する相談、ひとり親家庭の悩み相談

🔥 障害福祉なんでも相談・・・障害のある方や、発達が気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

💧 法律相談・・・人権・財産・離婚問題など法的トラブルに関する相談(相談時間:13時～16時)

🔪 司法書士相談・・・不動産相続や贈与、借金問題、遺言や公正証書等の相談(相談時間:13時～16時)

🏠 消費生活・家庭相談・・・訪問販売、契約のトラブル、親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどのお悩み相談

問合せ 西原町社会福祉協議会
事前予約 ☎945-3651 FAX946-6777

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月～金曜 9時～16時(12時～13時を除く)
問合せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談に応じます。

相談日時 個別に調整となります
相談員 新垣朝憲
問合せ 行政苦情110番 ☎0570-090-110
総務部総務課 ☎945-5011

人権相談

いじめ、DVなど人権に関わることの相談に応じます。

相談日時 個別に調整となります
相談員 与那嶺 等、島袋和徳、呉屋勝司、奥濱幸子
問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

高齢者の方の相談全般

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談に応じます。

相談日時 随時 ※事前にお電話でご予約をお願いします。
問合せ 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

雇用相談

就職に関するお悩みをひとりひとりにあったかたでサポートし、お悩みを解決します。

相談日時 随時
問合せ 西原町雇用サポートセンター(産業観光課内) ☎945-4540

相続 遺言 お悩みではありませんか?

～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備していますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)

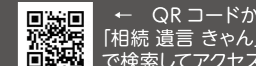


相続・遺言の相談は無料です!

司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
与那原町字東浜23番地2(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→「相続・遺言おきなわ.com」
http://souzokuigon-okinawa.com/



国民健康保険に加入していない方の 受診券について

令和4年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒20歳から39歳の男女のうち
- ★子宮頸がん検診 ⇒20歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★乳がん検診 ⇒30歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★胃・肺・大腸がん検診⇒40歳以上の男女のうち
- ★歯周疾患検診 ⇒40歳、50歳、60歳、70歳の男女のうち

職場健診などの 受診機会がない方	例えば…・家族の扶養に入っている方 ・仕事に就いているが、職場での 健診機会がない方
---------------------	--

受診券の送付は4月初旬を予定しています。職場等で健診の機会があると思われる方には受診券が送付されませんが、加入している健康保険の種別に関係なくどなたでも上記の健診の対象です。受診を希望される方は、お手数ですが健康支援課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

国保証切替のお知らせ

今年はいよいよ色!!

国民健康保険税を2月28日までに完納した世帯については、3月中旬から保険証を郵送(簡易書留)します。(窓口での切替手続きは不要です)

ただし、下記の世帯は窓口での切替手続きが必要です。

- ・国民健康保険税を2月28日までに完納していない世帯
- ・福祉施設等への入所や修学のために住民登録を町外に移した方がいる世帯(対象者の被保険者証は、窓口での切替になります。在園証明書、または在学証明書を持参のうえ、来庁をお願いします。)

3月中旬頃に郵送される「きりかえのお知らせ」ハガキをご確認のうえ、福祉保険課窓口まで来庁をお願いします。

期間：3月15日(火)～3月31日(木) (土日・祝日を除く)
受付時間：8:30～17:00 (12時から13時を除く)

期限切れのまま医療機関で
受診すると全額自己負担になりますので、
切替手続きは忘れずにお願いします!

【お問い合わせ】
福祉部 福祉保険課 国民健康保険係 ☎911-9163



住民票の異動(変更)届は14日以内に!

転入届・転居届 異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では町民課)に届け出なければなりません。

転出届 転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。

種類	届出の際に必要なもの	
	個別	共通
転入届 (町内へ引越しをしたとき) 〇〇市 → 西原町へ	<ul style="list-style-type: none"> ◎転出証明書(前住所地で発行された証明書) ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード(保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎届出人の本人確認ができるもの ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・個人番号カード ・パスポート ・在留カード ・健康保険証等
転出届 (町内へ引越しをしたとき) 〇〇市 → 西原町へ		
転居届 (町内で引越しをしたとき) 上原〇〇番地→幸地〇〇番地	<ul style="list-style-type: none"> ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード(保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上家族のもとを離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。

※別世帯の方(例:県外に住む家族等)が転入届出をした後に住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※ご不明な点がございましたら、町民課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】総務部町民課 住民年金係 ☎945-5012

軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか?

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませ下さい。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、令和4年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

軽自動車を解体しただけでは廃車(抹消)手続をしたことにはなりませんので、車両の解体後は各窓口にて手続が必要となります。ご注意ください。

～3月末になると窓口がたいへん混み合います。早めの手続をお願いします。～

車種/排気量	抹消	名義変更	住所変更	手続窓口/お問い合わせ
原動機付自転車 ～125cc 小型特殊自動車 (ミニカー・農耕用作業)	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・新・旧所有者の印鑑 ・自賠責保険証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ※町外転出の場合 左記抹消手続参照 ※町内転居の場合 不要 	西原町役場 総務部 税務課 TEL 098-945-4729
軽二輪車 126cc～250cc	<ul style="list-style-type: none"> ・届出済証(検査証) ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出済証(検査証) ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 ・自賠責保険証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出済証(検査証) ・新住所の住民票抄本 ・自賠責保険証明書 	沖縄総合事務局 陸運事務所 TEL 050-5540-2091
小型二輪 251cc～	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 	
軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本(写しでも可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本(写しでも可) 	軽自動車検査協会 TEL 050-3816-3126

※車種によって手続の窓口が異なります。ご確認の上、手続してください。